

山梨県看護協会における新型コロナウイルス感染予防対策

【研修】

1. 研修受講者への対応

1) 研修開始前

(1) 山梨県看護協会の判断による研修開催中止について

- ①山梨県看護協会長は、国内発生状況、職員・研修生等感染状況に基づき研修等開催の可否を判断する。
短期研修（1日のみ）については、研修開催3日前までに決定する。
- ②中止の場合には、各担当部署より、受講者に連絡する。

(2) 受講者自身の都合における受講取りやめについて

- ①研修当日から2週間をさかのぼり、以下の項目がある場合には、有熱症状等の有無に関わらず、受講を取りやめとする。
 - i) 感染確定の診断を受けている。
 - ii) 濃厚接触者であると保健所から指定されている。
 - iii) 海外渡航歴および滞在歴がある。
- ②研修当日から2週間をさかのぼり、発熱、咳や鼻水、倦怠感、息苦しさ、嗅覚・味覚障害などの症状がある場合は、受講を取りやめる。

(3) 研修時座席番号の事前通知について

- ①受講が決定した受講生に、下記の内容を通知する。
 - ・受講決定通知書（座席番号も明記）
 - ・研修当日の座席番号案内（資料②）

2) 研修当日

(1) 研修受付

- ①協会正面玄関で体温測定し（協会スタッフが実施）、測定値を研修会場に資料と共に設置されている「入館確認書」（資料①）に記入するよう指示する。
- ②研修室入り口で研修受付は実施せず、受講生は研修室のあらかじめ指定された場所（事前に送られた座席番号）へ着席するよう誘導する。
- ③受講者は机上に配置された、当日の健康状態などを記載する「入館確認書」に必要事項を記入し、研修開始前に所定場所に提出する。
- ④研修開始までに提出された「入館確認書」を確認する。
発熱、体調不良、感染流行地への行き来などにチェックがある場合は問診を行い、受講不可と判断した場合は取りやめを要請する。発熱、体調不良の場合は、医療機関への受診と帰宅を推奨する。
またその際、所属施設看護管理者に本人より一報する。
- ⑤問診内容は「入館確認書」に記載する。「入館確認書」は研修関係書類と共に保管する。
- ⑥出席簿へのサインは不要とし、「入館確認書」の提出をもって出席とする。

(2) 体調不良者発生時の対応

- ①研修当日に新型コロナウイルス感染症の症状を申し出た受講者には、以後の参加を中止して、帰宅または医療機関の受診を推奨する。
- ②帰宅後、感染確定者となった場合は、受講者から山梨県看護協会への連絡を依頼する。

(3) 研修当日の山梨県看護協会が行う感染対策

《職員》

- ①職員は入館後、マスクを着用し、手洗い、うがい、手指消毒を励行する。
- ②講師及び受講生に接する職員は最小限とする。(最大3名)
- ③体調管理に留意し、発熱時の症状がある場合は、上司に連絡し出勤を見合わせる。

《研修室の環境整備》

- ①山梨県看護協会の入口には手指消毒を設置する。
- ②看護協会への出入りは、入口・出口の専用口を決め、入口は正面玄関、出口は正面玄関、ナースセンター側出入口とする。
- ③研修室では動線を一定方向とし、対面は避ける。
大研修室：入口は向かって右側ドア、出口は左側ドアとする。
中研修室：入口は研修室正面に向かって後方ドア、出口は前方ドアとする。
小研修室：入口は研修室正面に向かって後方ドア、出口は前方ドアとする。
研修室内も原則一方通行とし、研修室後方から前方に移動する際は中央を、前方から後方に向かう場合は両端とする。ただし、大研修室の場合は、後方に向かう際はステージに向かって左端とする。
- ④3密を避け、各研修室の収容人数50%の定員数で、研修を実施する。
大研修室：40～50名
中研修室：20～25名
小研修室：10名
- ⑤研修室座席の配置：受講生同士の間隔は、できるだけ2m(最低1m)を確保する。
2名掛けの机は、1名での利用とする。
- ⑥当面は、座席指定(濃厚接触者等の追跡が可能)とし、スクール形式で配列する。
演習やディスカッションが必要な場合は、対面を避けた位置とし、可能な限り短時間でを行い、ソーシャルディスタンスを保つ。状況によってはフェイスシールドを装着する。
- ⑦講師と受講者との間隔は、できるだけ2m(最低1m)を確保するよう努め、講義中にはマスク着用、または教卓にアクリル板の設置を行う。(中研修室に設置)
- ⑧研修当日の朝までに、講義資料、入館確認書等を卓上にセットする。
- ⑨適度な間隔で休憩を入れ、密集・密接状態が長時間続かないよう講師と調整する。
- ⑩グループワークの際は、研修前後に机をセッティング後に、洗剤(界面活性剤)を使用し消毒する。
- ⑪講師ごとにPC周辺およびマイクをアルコール消毒入りクロスで清掃する。

《昼食とごみの廃棄》

- ①館内で食事する場合は研修室内での摂取とし、自身の指定座席で、正面を向いて食べる。
会話は控える。
- ②昼食ごみは各自で持ち帰る。

《トイレ・洗面所利用》

- ①3密にならないよう2階トイレ・洗面所、3階トイレ・洗面所を分散して利用するよう案内する。
また、中研修室、小研修室も研修で使用していない場合は、歯磨き用に洗面台を開放する。
- ②トイレのメンテナンスとして、便座クリーナー、液体せっけん、ペーパータオルの適宜補充を行う。
- ③昼食後の洗面所の利用や講義の間の小休憩では、順番待ちが予測されるので、その場合は、最低1mの間隔を空ける。状況によっては、受講番号等で、利用時間の案内を行う。

《リフレッシュルームの利用》

- ①利用時間を限定する。(昼休み、研修終了後～17:00まで)
- ②人数が集中する場合は、昼休みの利用時間を前半・後半とし利用時間を制限する。
- ③図書、PC、コピー機を使用する前に、設置してあるアルコールで手指消毒を実施する。
- ④飲食は禁止とする。

《清掃》

- ①受講者が退出した時点で、使用した机・椅子・ドアノブ、スイッチ等、手の触れた部分の掃除は、洗剤(界面活性剤)を使用して行う。(住宅家具用洗剤)
- ②防寒用のひざ掛けの貸し出しは、当面実施しない。

《書籍販売》

- ①館内での書籍販売は必要最低限とし、販売業者はフェイスシールドを着用する。
- ②売り場面積を広げる、時間を区切るなどして3密にならないよう注意する。

2. 講師への対応

1) 研修開催前

(1) 講義取りやめを要請する際の要件

- ①研修当日から2週間をさかのぼり、以下の項目がある場合には、有熱症状等の有無に関わらず、講義を取りやめとする。
 - i) 感染確定の診断を受けている。
 - ii) 濃厚接触者であると保健所から確定されている。
 - iii) 海外渡航歴および滞在歴がある。
- ②研修当日から2週間をさかのぼり、発熱、咳や鼻水、倦怠感、息苦しさ、嗅覚・味覚障害などの症状がある場合は、講義を取りやめとする。
- ③取りやめの場合、代替え講師への調整、または、研修中止の判断を行う。

(2) 代替え講師またはWeb研修とする場合

- ①予定講師が来館できない場合は、代替え講師の調整を行う。
- ②本協会が活用可能な範囲でWeb研修とする。

2) 研修当日の対応

《講義中》

- ①講師と受講者間の距離は2mを空ける。
- ②マスクを外して講義をする場合は、教卓にアクリル板を設置、またはフェイスシールドを装着して、講義を行う。
- ③適度な間隔で休憩を入れ、密集・密接状態が長時間続かないように依頼する。

3. 研修終了後14日間以内における受講者・講師の感染確定および濃厚接触者の発生時の対応

1) 受講者・講師への事前依頼

研修終了後に「感染確定」もしくは「濃厚接触者」となった場合に、山梨県看護協会への連絡を依頼する。

2) 山梨県看護協会の対応

◆受講者・講師からの連絡

研修終了後、14日間以内において感染確定者または、感染確定者の濃厚接触者として判断された場合は、山梨県看護協会に以下の内容を報告する。

《報告手段》

電話、メール

《報告事項》

- | | | |
|---------------|-----------------------|--------------|
| ・ 研修名と日時 | ・ 研修者番号と氏名 | ・ 所属施設 |
| ・ PCR 検査陽性の日 | ・ 所属施設への報告 | ・ 自治体管轄保健所報告 |
| ・ 同行者の有無（同施設） | ・ 研修時の体調、マスク装着状況や行動内容 | |
| ・ 緊急連絡先 | | |



◆山梨県看護協会職員の対応

以下を実施する

- ①山梨県看護協会長が専務理事、事務局長、各部長を召集、今後の研修開催の可否を判断する。
- ②自治体・保健センターへ研修実施の可否について相談を行う。
- ③該当研修における講師・受講者への情報提供。



◆受講者・講師・関係者全員に連絡

該当者全員に電話・メールで連絡

《連絡内容》

研修名で「感染特定者・濃厚接触者発生」を伝え、下記の内容を確認する。

《確認・指示事項》

- | | | |
|----------------------|----------------|------------|
| ・ 有熱等の症状 | ・ 症状により受診を推奨する | ・ 所属施設への連絡 |
| ・ 自宅待機等の感染拡大防止に協力を得る | | |

<連絡先>

県内保健所相談窓口（帰国者・接触者相談窓口）

甲府市保健所	医務感染症課	055-237-8952
中北保健所	地域保健課	0551-23-3074
峡東保健所	地域保健課	0553-20-2752
峡南保健所	地域保健課	0556-22-8158
富士・東部保健所	地域保健課	0555-24-9035

* 講師・受講生の発熱に対する山梨県看護協会の取り決めについて

入館時の体温測定で発熱が見られた場合は、平熱値や健康状態を確認の上、受講の可否について判断する。

【委員会】

1. 委員への対応

1) 委員会開始前

(1) 山梨県看護協会の判断による委員会開催中止について

- ①山梨県看護協会長は、国内発生状況、職員・研修生等感染状況に基づき委員会開催の可否を判断する。
- ②中止の場合には、各担当部署より、委員に連絡する。

(2) 委員自身の都合における出席取りやめについて

- ①委員会当日から2週間をさかのぼり、以下の項目がある場合には、有熱症状等の有無に関わらず、委員会出席を取りやめとする。
 - i) 感染確定の診断を受けている。
 - ii) 濃厚接触者であると保健所から指定されている。
 - iii) 海外渡航歴および滞在歴がある。
- ②委員会当日から2週間をさかのぼり、発熱、咳や鼻水、倦怠感、息苦しさ、嗅覚・味覚障害などの症状がある場合は、受講を取りやめる。

2) 委員会当日

- ①委員会担当者は、委員会開催部屋（各研修室・会議室）で来館した委員の体温測定を行う。
- ②委員は開催部屋入口に設置された「体調チェック表」（資料5）に当日の健康状態・体温を記載する。
- ③委員会担当者は委員会開始前までに「体調チェック表」を確認する。

*他については、【研修】の取り決めに準ずる。

資料1	研修入館確認書
資料2	大研修室座席表
資料3	中研修室座席
資料4	依頼文
資料5	体調チェック表（委員会用）

令和2年7月 1日 作成
7月 6日 改定
7月16日 改定

2020 年度 研修入館確認書

座席番号 _____ 番

所属施設名 _____ 氏名 _____

入館日：令和 2 年 _____ 月 _____ 日

研修名：

♡ 協会までの交通手段：該当に○を付けてください。

() 自家用車 *同乗者の有無 有 ・ 無

() 公共交通手段（具体的に： _____)

♡ 本日の体調について下記にご記入ください。

体温 (_____)：玄関で測定した値

咳・鼻水・咽頭痛・味覚・嗅覚の異常 有 ・ 無

2 週間前から本日の間に感染流行地域に行った 有 ・ 無

(_____) 都道府県

2 週間前から発熱等、感染症状があった 有 ・ 無

♡ 研修後、2 週間以内に症状出現や「感染確定者」または、「濃厚接触者」と判定された場合は、山梨県看護協会まで必ずご連絡ください。

♡ 「入館確認書」の提出確認により、受付及び出席確認とします。

♡ 「入館確認書」は、個人情報保護法及び規定に基づき、個人情報の取得・利用を適切に行います。クラスター発生後の連絡等に使用し、目的以外には使用いたしません。

また、一定期間保護後、破棄します。

自筆サイン _____

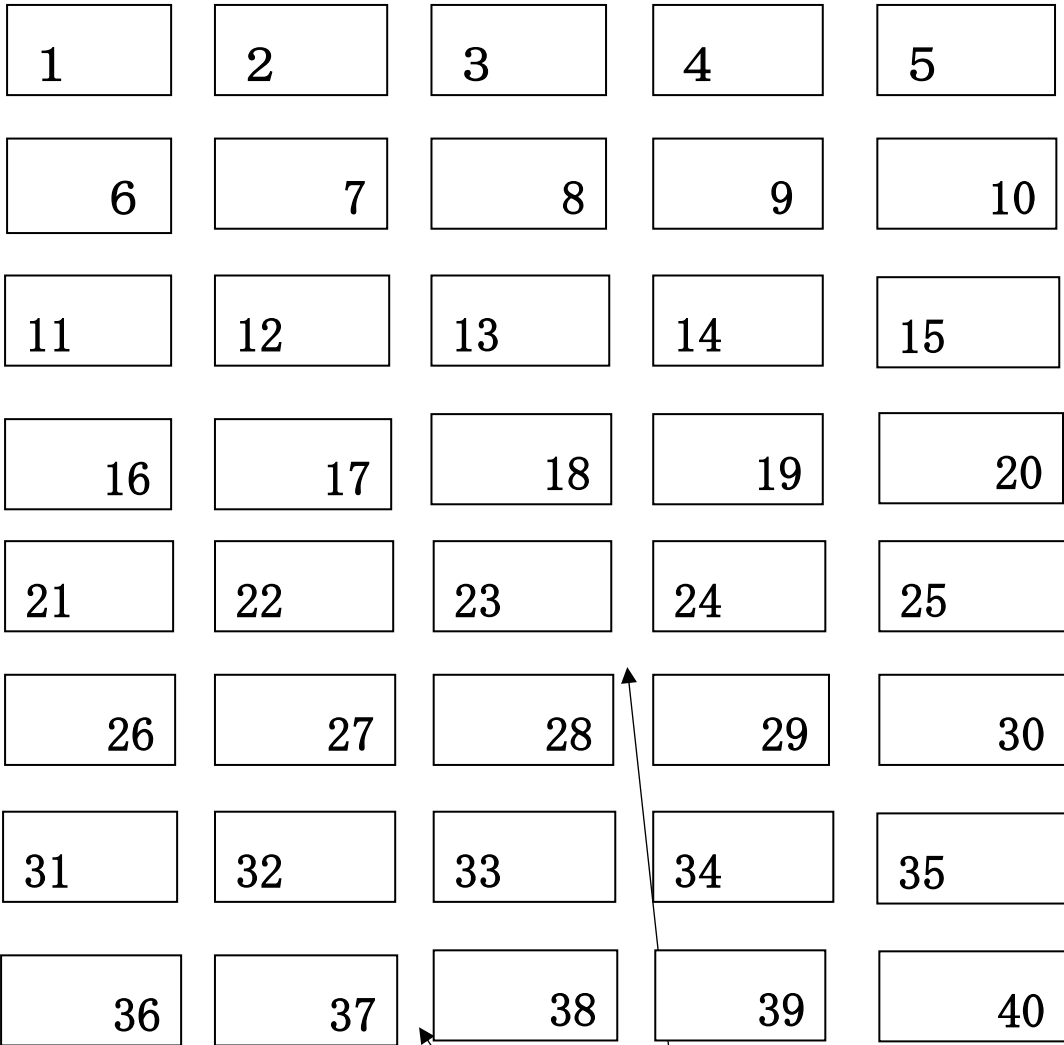
大 研 修 室

ステージ

1列目は座らない

窓は開放

講師



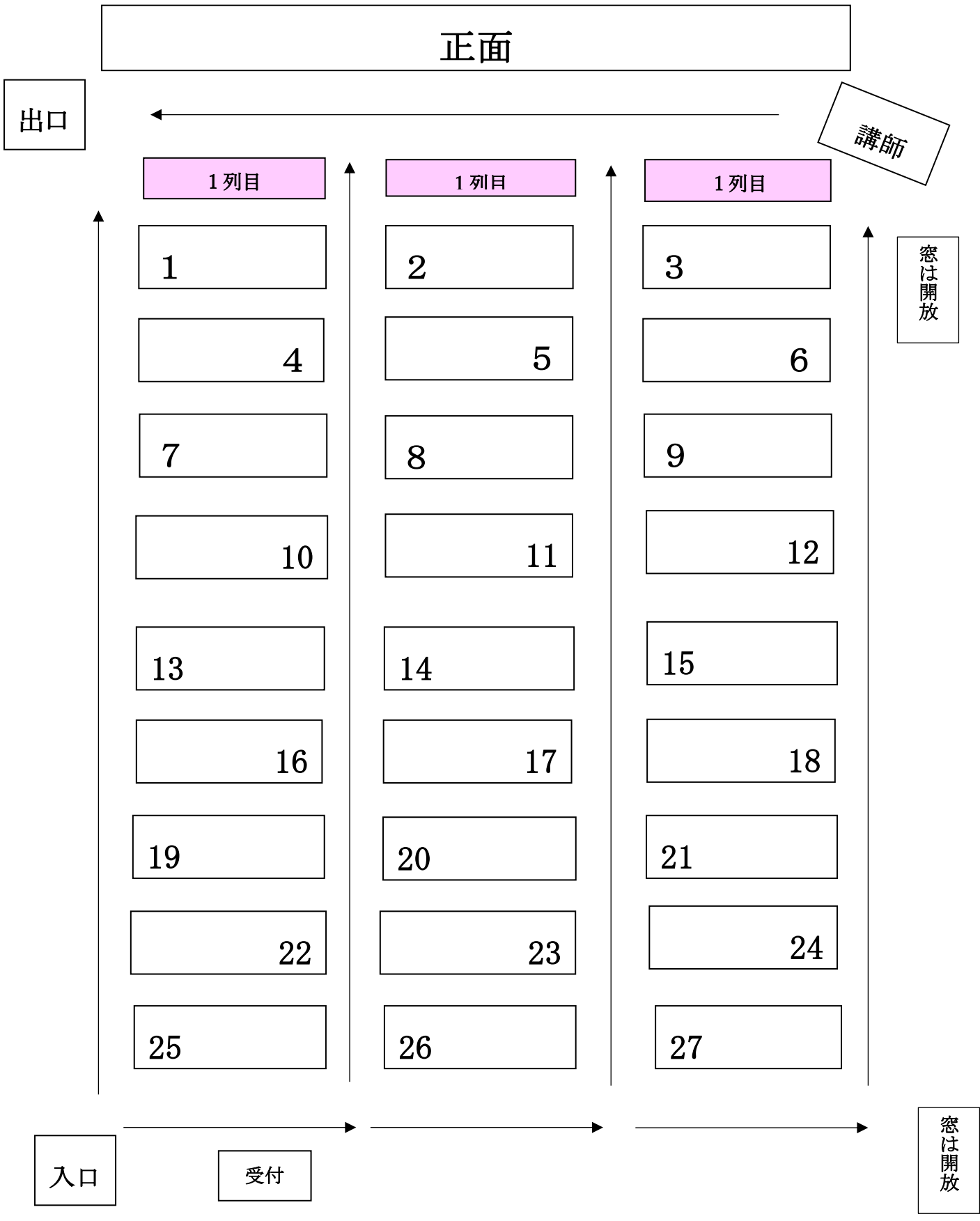
受付

窓は開放

出口

入口

中 研 修 室



委員会用体調確認表

委員会名：【

委員会】

氏名：

症状 月	体温	咳	鼻水	咽頭痛	味覚・嗅覚 異常	2週間前からの 発熱等、感 染症状の有無	備考
6月	°C	°C					
7月	°C						
8月	°C						
9月	°C						
10月	°C						
11月	°C						
12月	°C						
1月	°C						
2月	°C						
3月	°C						
4月	°C						
5月	°C						

* 体温は入口で測定した数値を記入してください。

* 症状は 有：+ 無：- で記載してください。